



家庭用トレッドミルのSG基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

家庭用フィットネス器具専門部会 専門委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属
(部会長)	佐久田 博司	青山学院大学
	坪 牧夫	株式会社メガスポーツ
	石川 康博	公益社団法人日本通信販売協会
	井上 章	株式会社ジャパネットホールディングス
	井上 佳昭	株式会社山善
	川田 健太郎	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	川畑 喜由	アルインコ株式会社
	木村 郁子	主婦連合会
	昆野 貴裕	株式会社オークローンマーケティング
	末永 尚弘	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	宮村 康夫	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会

(関係者)

経済産業省 製造産業局 生活製品課

経済産業省 商務情報政策局 製品安全課

(事務局)

一般財団法人 製品安全協会

家庭用トレッドミルのSG基準
SG Standard for Treadmills for Home-use

1. 基準の目的

この基準は、家庭用トレッドミルの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する健康の維持及び増進を目的としたトレッドミル（以下、「トレッドミル」という。）について適用する。ただし、ここでいうトレッドミルは歩行又は走行面がベルト構造のものに限るものとし、複数のローラ上を直接歩行又は走行するものは含まないものとする。

なお、スポーツジム等の施設用、各種厚生施設用、医療用、測定用等は除く。

3. 種類

トレッドミルの種類は、次のとおりとする。

① 使用目的による区分

- ・Ⅰ型：主に歩行運動を目的とし、時速6km以下のもの。
- ・Ⅱ型：主に走行運動を目的とし、時速10km以下のもの。
- ・Ⅲ型：主に走行運動を目的とし、時速10kmを超えるもの。

② 駆動形式による区分

- ・自走式：使用者が歩行又は走行することによって駆動するもの。
- ・電動式：商用電源を使用して駆動させるもの。

4. 安全性品質

トレッドミルの安全性品質は次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	1. トレッドミルの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあつては、安全性を損なうおそれのある素地の露出、はがれ等がないこと。 (2) 身体が触れる部分には、先鋭	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	部、ばり、とがり等がないこと。 (3) 組立式のものにあっては、組立ては容易で、かつ適切な方法によって組み立てられた製品の各部には、安全を損なうおそれのある緩み、がた、変形等がないこと。 (4) 組立式以外の箇所は、各部の組付け・接合は、堅ろうかつ確実に、緩み、がた、変形等がないこと。 (5) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は著しく突き出していないこと。 (6) 電動式にあっては、駆動力部は容易に外れないカバー等で覆われていること。 (7) 駆動部及び可動部は、指等を巻き込むおそれがない構造であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法																
	(8) 使用者の運動領域内には、調整用レバー等の運動動作の妨げとなるものがないこと。 (9) 手すりの握り部は、容易にずれたり、外れたりしないこと。 (10) 歩行又は走行補助用の杵を有すること。 (11) 歩行又は走行面は、表 1 に示す大きさ以上であること。 表 1. 歩行／走行面の大きさ <table><tr><th></th><th>I 型</th><th>Ⅱ型</th><th>Ⅲ型</th></tr><tr><td>ベルト幅</td><td>○mm</td><td>○mm</td><td>○mm</td></tr><tr><td>有効幅</td><td>○mm</td><td>○mm</td><td>○mm</td></tr><tr><td>長 さ</td><td>○mm</td><td>○mm</td><td>○mm</td></tr></table>		I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	ベルト幅	○mm	○mm	○mm	有効幅	○mm	○mm	○mm	長 さ	○mm	○mm	○mm	
	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型															
ベルト幅	○mm	○mm	○mm															
有効幅	○mm	○mm	○mm															
長 さ	○mm	○mm	○mm															

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 強度	(12) 電動式にあっては、速度等の設定操作部は使用時に第三者が誤操作しないよう配置されていること。 (13) 接地部には、容易に外れない滑り止め防止のための措置を講じること。 (14) 電動式にあっては、設定速度に一気に到達せず、かつ速度調節以外の方法による停止が可能であること。 2. トレッドミルの強度は、次のとおりとする。 (1) 歩行・走行面の強度試験を行ったとき、各部に破損、変形又は使用上支障のある異状がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法									
4. 安定性	異状がないこと。 (2) 電動式にあつては、実走試験を行ったとき、身体が触れる外表面温度が室温〇℃以下であり、かつ各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 4. 安定性試験を行ったとき、浮きの発生する引張力が表 2 の値以上であること。 表 2. 安定性試験 引張力 <table border="1"> <tr> <th></th><th>前 枠</th><th>側面枠</th></tr> <tr> <td>歩 行 用</td><td>○N</td><td>○N</td></tr> <tr> <td>走 行 用</td><td>○N</td><td>○N</td></tr> </table>		前 枠	側面枠	歩 行 用	○N	○N	走 行 用	○N	○N	
	前 枠	側面枠									
歩 行 用	○N	○N									
走 行 用	○N	○N									

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 電気的な機能等	5. 電動式にあつては、電気的な機能等は、次のとおりとする。 (1) 電装部品関係は、その定格内で使用されること。 (2) 動作電圧は、定格電源電圧の±10%以内であること。 (3) 金属部と接地部間の漏れ電流は○A以下であること。 (4) 絶縁抵抗は、電源プラグ両端と製品金属部間で○Ω以上であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法											
7. 付属品	表 3. ベルトの引張強さ 単位：N/cm												
	<table><tr><td rowspan="2">材 料</td><td colspan="2">引 張 強 さ</td></tr><tr><td>接 合 部 以 外</td><td>接 合 部</td></tr><tr><td>ゴ ム 製 以 外</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>ゴ ム 製</td><td colspan="2">○</td></tr></table>	材 料	引 張 強 さ		接 合 部 以 外	接 合 部	ゴ ム 製 以 外	○	○	ゴ ム 製	○		
	材 料		引 張 強 さ										
		接 合 部 以 外	接 合 部										
	ゴ ム 製 以 外	○	○										
ゴ ム 製	○												
7. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること。													

5. 表示及び取扱説明書

トレッドミルの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. トレッドミルには、容易に消えず、かつはがれにくい方法で次の事項を表示すること。 ただし、(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)は使用時に特に目につきやすい箇所に、大きな文字でその趣旨を表示し、(9)は、購入時にも必ず使用者にわかるよう、その趣旨が表示されていること。 なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年若しくは輸入年、又はその略号 (3) 家庭用 (4) 歩行用であって、走行には絶対に使用しないこと（<u>自走式の歩行用</u>に限る）。 (5) 定格 定格電圧、定格周波数等 (6) 使用前に取扱説明書に記載される使用方法を必ず読み、適正な使用方法をすること。 (7) 必ず運動靴を履いて使用すること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取 扱 説 明 書	(8) 身体に変調があったら、すぐに使用を停止すること。 (9) 健康の維持・増進を目的とした製品であるため、事前に医師に相談する必要がある場合、必ず相談してから使用する旨。 2. トレッドミルには、次に示す趣旨の各項目が記載された取扱説明書を添付すること。 (1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(6)～(9)は図を併記すること。(5)、(10)～(13)は安全警告標識等を併記するなどしてより認知しやすいものであること。 なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、保管すること。 (2) 家庭用であるため、学校、スポーツジム等、不特定多数の利用者によって使用される用途に用いないこと。 (3) 歩行用は、安定性等に必要な安全要件を損なうことがあるため、走行には用いないこと。 (4) 利用者の体重制限 例. ○kg以下 (5) 健康の維持・増進を目的とし	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	た製品であり、事前に医師に相談する必要がある場合、及び家庭内リハビリ用に使用する場合は、必ず医師に相談してから使用すること。 (6) 各部の名称：有効使用面（安全に使用するための歩行・走行面エリア）を含む。 (7) 部品の構成 (8) 組立・分解方法 (9) 調節・調整方法 (10) 子供が遊具等として使用しないことを保護者の責任で注意すべきであること。 (11) 設置上の注意 ①浴室付近等の湿気の多い場所や水滴等が製品にかかる場所への設置は、さびの発生や電気部品の不具合等が発生するおそれがあるため、注意すること。 ②使用中の運動動作領域を十分確保できる水平な床面上に設置すること。 ③ゴム製のベルト面が直射日光にさらされる場所には設置しないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	④電氣的な各接続部は、確実に接続されており、濡れたり、燃えやすい物が近くにあることを確認して使用すること。 (12) 使用上の注意 ①ゴム製ベルトが一方的に偏ってきたり、外れそうになったりした時は、直ちに調節部等で調節するか、製造業者等に連絡して対応方法を確認すること。 ②ゴム製ベルトは、局部的にき裂等が発生するとそれが進展して使用中に破損して危険であるため、随時確認して使用すること。 ③接地部のがたや、手すり等の接合構成部に緩み等がないよう調整して使用すること。 ④用途（所定の使用方法）以外の使用は行わないこと。 ⑤同時に２人以上で使用しないこと。 ⑥乗降する場合等に、ハンドルにもたれかかったり、使用中に周囲の人が製品や使用者を押したり引いたりすると、安定性を損なうおそれがあるため、注意すること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	⑦身体に変調があったら、すぐに使用を停止すること。 ⑧運動靴を履き、運動に適した服装で使用する。回転、駆動部に巻き込まれるおそれがあるため、ひも類のない服装とすること。 (13) 保管方法及び保管上の注意 ①使用しない場合は、別の用途には使用しないよう、特に子供が使用しないようコンセントを抜いておくなど注意すること。 ②屋外や湿気の高い所への保管は、さびの発生、電気部品等の不具合の原因となるため、避けること。特に、ゴム製ベルトの劣化の原因となるため、直射日光や高温の場所に保管しないこと。 (14) S Gマーク制度は、トレッドミルの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (15) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号。	

参考付図

前枠を有するもの：

前枠及び側面枠を有するもの：